

港区の児童相談

令和4年度（2022年度）版 事業概要

港区児童相談所

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であること宣言します。

昭和 60 年 8 月 15 日

港 区

はじめに

区は、子どもと子育てに関する相談に積極的に対応するため、平成12年に子ども家庭支援センターを設置し、平成17年からは、子ども家庭支援センターで児童虐待対応を開始しました。平成18年からは、子ども家庭支援センターを調整機関とする港区要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の関係機関の連携による支援を行っています。

また、区は、都心型の多様な生活スタイルに合わせ、保育所、子育てひろば、一時預かりその他の子ども・子育て支援に関する事業を幅広く実施するとともに、地域と協働して子どもを育てる、子育て支援活動のネットワークづくりにも取り組んできました。

区に寄せられる児童虐待、非行、その他の子どもの問題や子育てに関する相談件数は年々増加し、その内容も多様かつ複雑化しています。

これまで、児童相談については、区と東京都による2元体制（地域での支援は区の子ども家庭支援センターが対応し、一時保護が必要な場合や高度に専門的な支援が必要な場合は東京都児童相談センターが対応）となっていましたが、平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所が設置できることとなりました。

子どもの命と権利を守り、健やかな成長を支えていくため、区内に身近な基礎自治体である区が児童相談所を設置し、妊娠期から子育て期、思春期、子どもの自立まで、一貫して切れ目のない、きめ細かな支援を子どもと家庭に対して行っていくことを目指し、区は令和3年4月1日に特別区で4番目に児童相談所を開設しました。

区では、児童相談所を子ども家庭支援センター、母子生活支援施設との複合施設「港区子ども家庭総合支援センター（愛称：ミナトイク）」として整備し、3つの施設が一体的、総合的に子どもと家庭を支援できる体制としています。

区は、港区子ども家庭総合支援センターを中心に、地域の人材や多様な活動主体との連携の輪を生かしながら、一人ひとりの子どもの命と権利を守り、家庭を支えることで、安心して子育てができ、未来を担う全ての子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

令和4年8月

港区児童相談所

(凡例)

- 1 数値は、原則として令和4年3月31日現在の実績数ですが、厚生労働省との調整により変更になる場合があります。
- 2 本紙において条文のみ記載しているものは、全て児童福祉法です。
- 3 数値は、特段の記載がない限り、表示単位未満を四捨五入しています。端数処理をしていないため、合計等が一致しない場合があります。

目 次

総説

港区基本構想について	3
港区基本計画について	4
港区基本計画の政策と S D G sとの関係	6
児童相談所事業別決算（令和3年度）	8

第1 児童相談所の概況

1 港区の基本情報	11
(1) 人口・児童人口等	
(2) 児童人口・合計特殊出生率の推移	
2 児童相談所の所在地等	12
3 設置の目的・理念	13
4 港区児童相談所等の沿革	14
5 児童相談所の体制	15
(1) 組織	
(2) 職員配置状況	
6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助	17
(1) 相談の種類	
(2) 援助の種類	
(3) 子ども家庭支援センターとの連携	
(4) 児童相談の流れ	

第2 児童相談所の運営状況

1 相談の受理状況	29
(1) 相談経路別受理状況	
(2) 相談内容別受理状況	
(3) 年齢別受理状況	

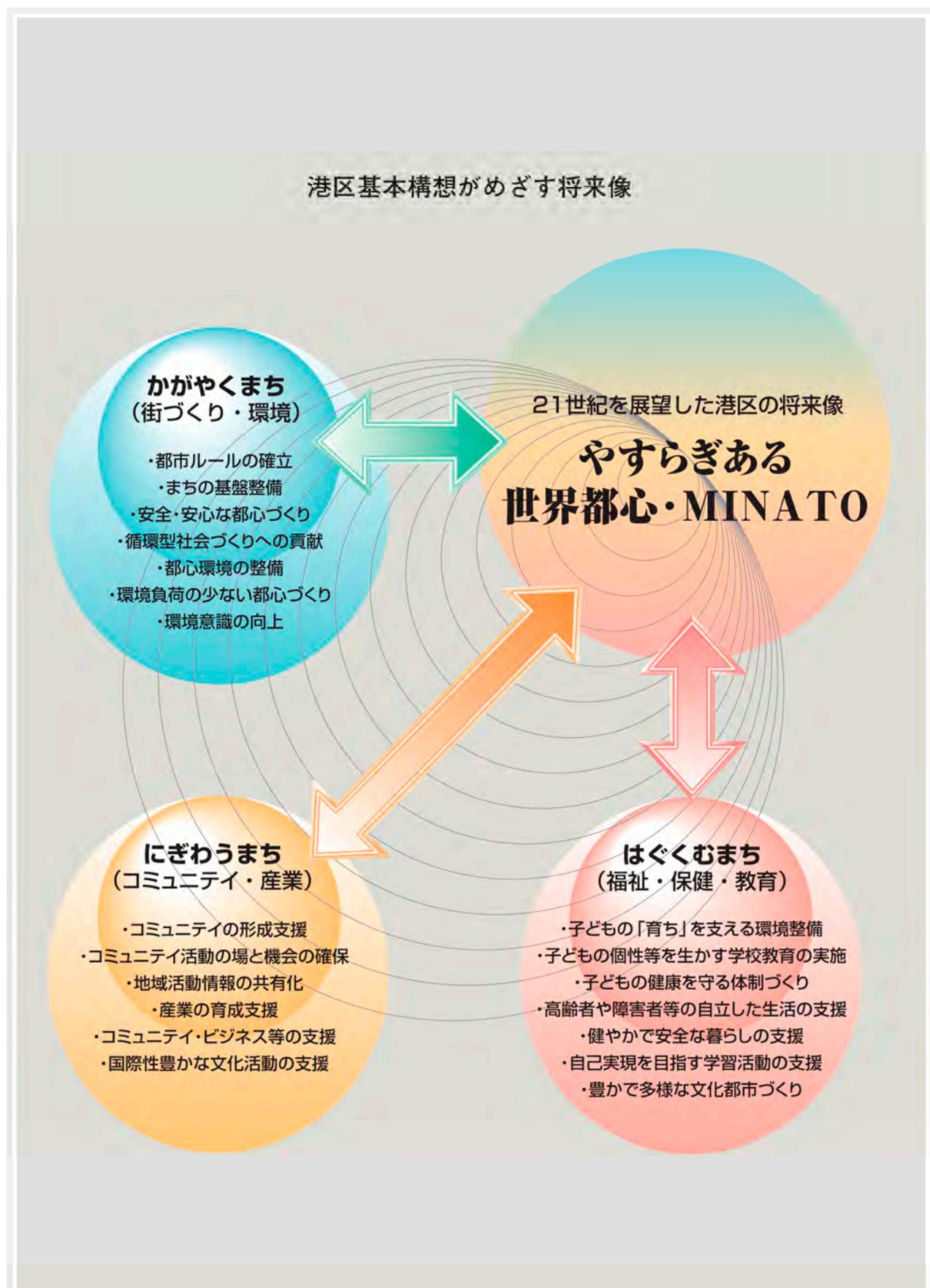
2 虐待相談の対応状況	31
(1) 虐待相談種類別対応状況	
(2) 虐待相談の年齢別対応状況	
3 児童相談所と子ども家庭支援センターの虐待相談対応	32
(1) 児童相談所と子ども家庭支援センターの虐待相談受理状況	
(2) 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携状況	
4 各職種の役割	33
(1) 児童福祉司の役割	
(2) 児童心理司の役割	
(3) 保健師の役割	
(4) 電話相談専門員の役割	
(5) 医師の役割	
(6) 弁護士の役割	
5 一時保護・児童福祉施設入所等の状況	39
(1) 一時保護の状況	
(2) 児童福祉施設等への入所児童数	
(3) 児童福祉施設等からの進路状況	
6 里親等の状況	42
(1) 里親制度	
(2) 里親の登録・委託状況	
(3) 里親支援の業務の体制	
(4) 里親支援業務の取組状況	
(5) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	
(6) 里親等委託率の現状	
7 みなとハートフレンドの活動状況	48
(1) みなとハートフレンドについて	
(2) 登録状況	
(3) 研修内容	
(4) 活動状況	
8 子どもの権利擁護	50
(1) 一時保護所における取組	
(2) 一時保護所の第三者評価	
(3) 施設や里親のもとで暮らす子どもへの取組	
9 人材育成	52
(1) 人材育成計画	
(2) 研修	

10	児童相談所と地域の関わり	58
(1)	港区要保護児童対策地域協議会の取組	
(2)	各関係機関との連携状況	
	索引	62

總 說

港区基本構想について

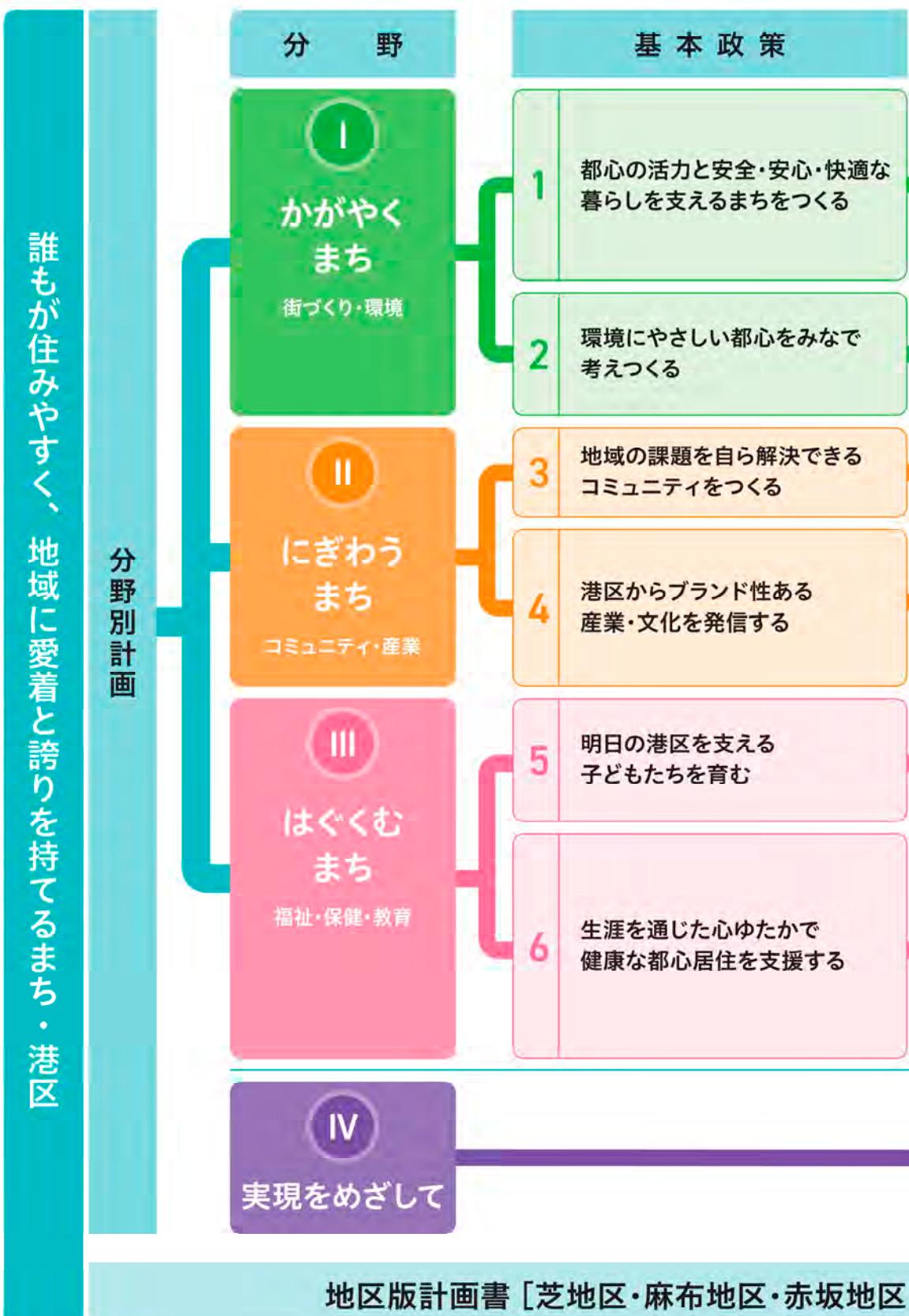
港区基本構想は、自治体の進むべき方向を定めるもので、長期的な展望から港区の将来像を描き、その実現のための施策の大綱を示しています。



港区基本計画について

港区基本計画は、港区の将来像の実現に向けて区が取り組むべき道筋を明らかにするものであり、区政の目標や課題、施策の概要を体系的に示しています。

各分野における区政の方向性を政策として示し、行政サービスを効果的に展開しています。



政 策

- 1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる
- 2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する
- 3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める
- 4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める
- 5 安全で安心して暮らせる都心をつくる

- 6 持続可能な循環型の都心づくりを進める
- 7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる
- 8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる

- 9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる
- 10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる

- 11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する
- 12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する
- 13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を開拓する
- 14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める

- 15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する
- 16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する
- 17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

- 18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する
- 19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する
- 20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する
- 21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する
- 22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する
- 23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

- 24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する
- 25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する
- 26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する

・高輪地区・芝浦港南地区] 別冊

港区基本計画の政策とSDGsとの関係

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、国や地方自治体、企業、教育・研究機関、NPOなど、様々な主体により積極的な取組が展開されています。

SDGsが掲げる目標や方向性は地域課題の解決に資するものであることから、区は、港区基本計画において政策や施策とSDGsとの関連を明らかにし、SDGsの目標を踏まえて区政を推進しています。

SDGsの17のゴール

1 貧困をなくそう 	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	2 飢餓をゼロに 	目標2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する																				
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	8 畜産がいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	9 持続と技術革新の基盤をつくろう 	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭なインフラを整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る																				
13 気候変動に具体的な対策を 	目標13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	14 海の豊かさを守ろう 	目標14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	15 陸の豊かさも守ろう 	目標15 陸の豊かさも守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転ならびに生物多様性損失の阻止を図る																				
1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	   	2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	       	3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	  	4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	     	5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	       	6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	       	7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	       	8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	       	9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	 	10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	       	11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	     	12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	     	13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を開拓する	   

港区基本計画の各政策と関連するSDGsのゴール

1 多様な人びとがともに支え合う魅力的な都心生活の舞台をつくる	   
2 世界に開かれた先駆的で活力あるまちの基盤を整備する	       
3 快適な暮らしを支える交通まちづくりを進める	  
4 自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進める	     
5 安全で安心して暮らせる都心をつくる	       
6 持続可能な循環型の都心づくりを進める	       
7 人や生物にやさしい、環境負荷の少ない都心環境をつくる	       
8 環境に対する意識を高め、健康で快適に暮らせる生活環境をつくる	       
9 参画と協働により地域を支える多様なコミュニティをつくる	 
10 豊かな国際性を生かした多文化共生社会をつくる	       
11 伝統と最先端技術が融合した区内産業を支援する	     
12 港区の特性を生かした個性ある商業集積の形成を支援する	     
13 港区ならではの魅力を生かした都市観光を開拓する	   

SDGsとは

平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12(2030)年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標から構成されています。環境問題や貧困問題など世界が直面する課題の解決に向けて、先進国・発展途上国を問わず全ての加盟国が目標の達成をめざしています。SDGsはSustainable Development Goalsの略称です。

4 質の高い教育をみんなに	目標4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	目標5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	目標6 安全な水とトイレを世界中に
	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
10 人々の不平等をなくす	目標10 人々の不平等をなくす	11 住み続けられるまちづくりを	目標11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	目標12 つくる責任つかう責任
	国内および国家間の格差を是正する		都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする		持続可能な消費と生産のパターンを確保する
16 平和と公正をすべての人に	目標16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう	SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	
	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的に責任ある包摂的な制度を構築する		持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

14 豊かで多様な文化に包まれたまちづくりを進める					
15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する					
16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する					
17 就学前教育サービスを総合的に推進する					
18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する					
19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する					
20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する					
21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する					
22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する					
23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する					
24 先端技術の活用により利便性の高い区民生活を実現する					
25 平和や人権、多様な価値観を尊重しながら、透明性が高く開かれた区政運営を推進する					
26 行政資源を効果的・効率的に活用し、先駆的な施策を推進する					

児童相談所事業別決算（令和3年度）

(円)

款	項	目	中事業	小事業	令和3年度決算額
民生費					556,489,131
児童福祉費					556,489,131
児童福祉総務費					354,266,774
子どもの権利擁護を重視した環境づくり					354,266,774
児童福祉施設措置費等支弁					298,364,831
家庭養育の推進					55,901,943
児童福祉施設費					202,222,357
子どもの権利擁護を重視した環境づくり					202,222,357
子ども家庭総合支援センター維持管理					84,019,112
児童相談所運営					50,513,742
一時保護所運営					67,689,503

第1 児童相談所の概況

1 港区の基本情報

(1) 人口・児童人口等（令和4年4月1日現在）

児童相談課

人 口 258,783人

児童人口^{※1} 40,161人

総世帯数 147,409世帯

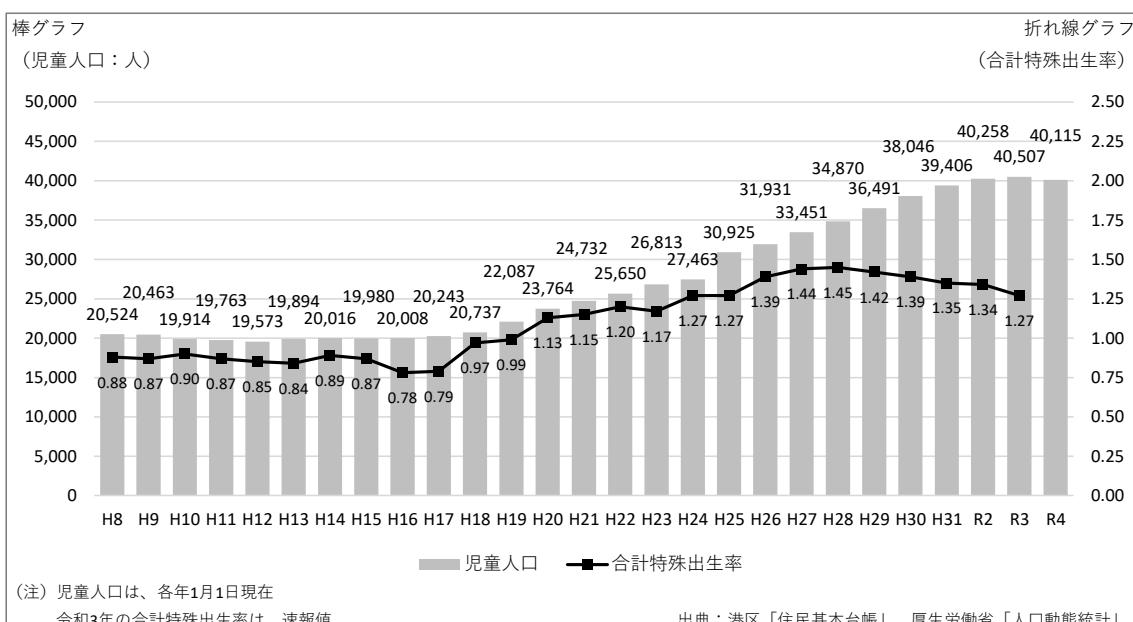
面 積 20.37km²

※1 児童人口とは、0歳から18歳未満までの人口のことです。

(2) 児童人口・合計特殊出生率^{※2}の推移

児童相談課

図表1-1 児童人口・合計特殊出生率の推移



※2 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの
です。一般的に、一人の女性が一生の間に生む子どもの数
と解釈されます。

2 児童相談所の所在地等

児童相談課

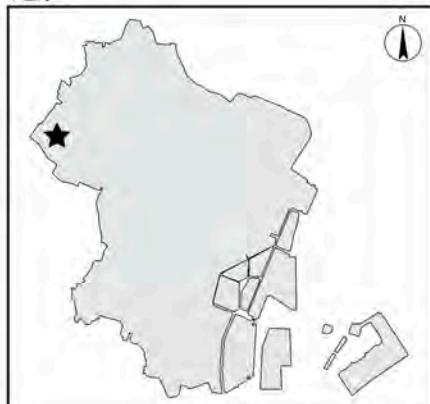
所 在 地 東京都港区南青山五丁目7番11号
所管区域 区全域
開設年月日 令和3年4月1日
電 話 03-5962-6500
アクセス 地下鉄 東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線
表参道駅B3出口 徒歩3分
バ ス 都営バス渋88 南青山六丁目下車4分
ちいばす青山ルート 南青山六丁目下車5分
ちいばす青山ルート 青南小学校下車6分

図表 1-2 児童相談所の所在地

東京都における港区の位置



港区



周辺図



図表 1-3 施設外観



3 設置の目的・理念

児童相談課

区は、児童福祉法の理念に基づき、区の全ての子どもが、権利の主体として、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長発達と自立が図られるることを目指します。児童相談においては、区内に身近な基礎自治体として、地域と連携協力し、子どもの年齢及び発達の程度に応じてその意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めます。

4 港区児童相談所等の沿革

児童相談課

図表 1-4 沿革

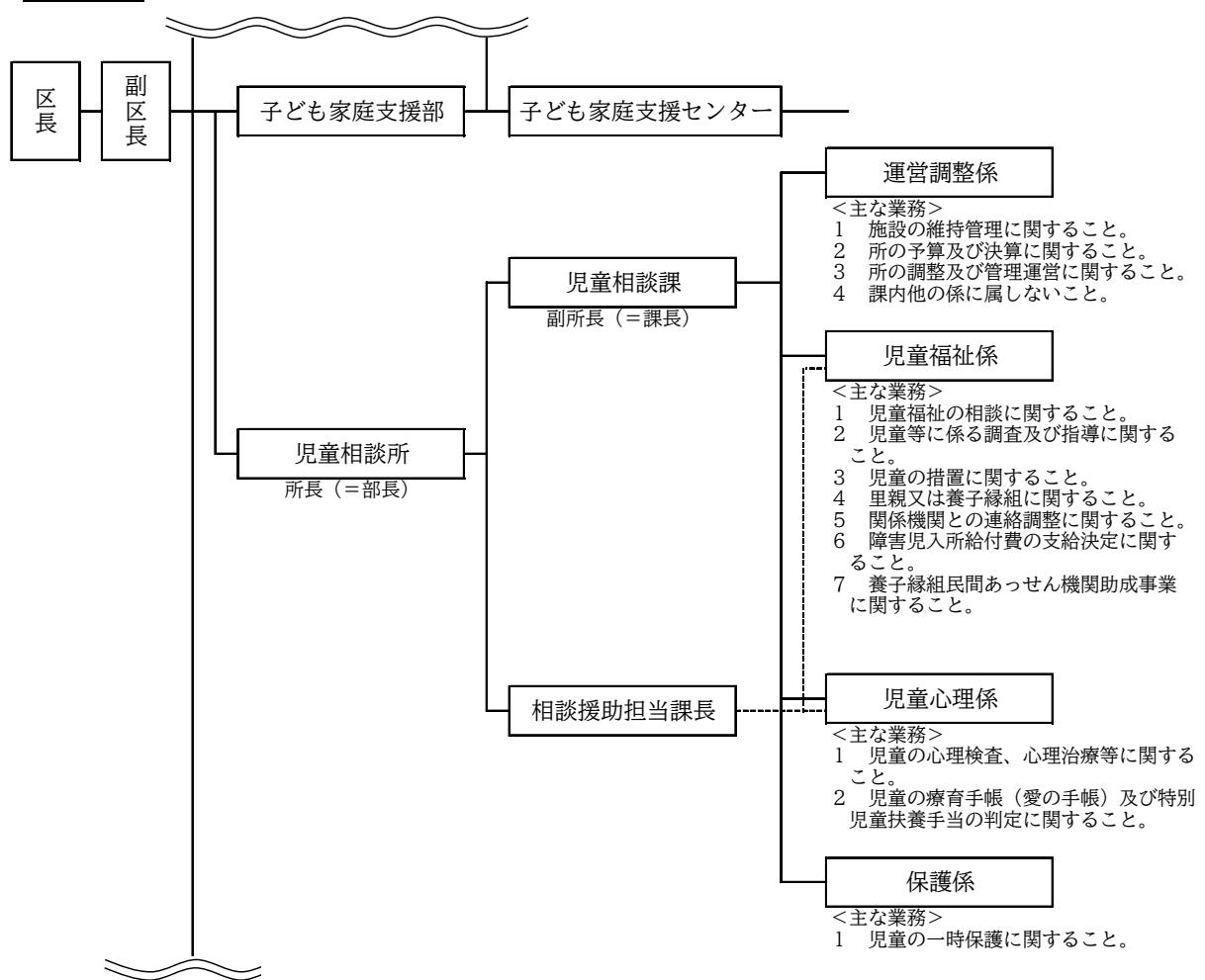
時期	できごと
昭和 61 年 2 月 19 日	「都区制度改革の基本的方向」の中で、児童相談所に関する事務の移譲を東京都と特別区で合意
平成 20 年 6 月 26 日	第 13 回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について特別区へ移管する方向で検討することで一致
平成 24 年 2 月 13 日	児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置
平成 25 年 11 月 15 日	区長会総会で、「特別区児童相談所移管モデル」を了承
平成 28 年 6 月 3 日	児童福祉法等の一部を改正する法律が公布
平成 29 年 4 月 1 日	改正児童福祉法の施行 児童相談所を設置できる自治体に特別区を追加
令和 2 年 10 月 20 日	港区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定
令和 2 年 12 月 9 日	港区児童相談所の設置に関する条例の公布 (令和 3 年 4 月 1 日施行)
令和 3 年 4 月 1 日	港区児童相談所開設

5 児童相談所の体制

(1) 組織

児童相談課

図表 1-5 組織図



(2) 職員配置状況

児童相談課

図表 1-6 職員体制

(人)

	区分	常勤・ 会計年度任用職員	職員数
児童相談所長		常勤職員	1
児童相談課長		常勤職員	1
相談援助担当課長		常勤職員	1
運営調整係	事務	常勤職員	6
		会計年度任用職員	1
児童福祉係	児童福祉司 SV ^{※3}	常勤職員	4
	児童福祉司	常勤職員	19
	保健師	常勤職員	1
	人材育成専門員	会計年度任用職員	1
	緊急対応相談員（警察OB）	会計年度任用職員	1
	里親支援員	会計年度任用職員	1
	家庭復帰支援員	会計年度任用職員	1
	電話相談育成指導員	会計年度任用職員	1
	電話相談専門員	会計年度任用職員	6
児童心理係	児童心理司 SV ^{※4}	常勤職員	2
	児童心理司	常勤職員	12
保護係	保育士・児童指導員	常勤職員	20
	看護師	常勤職員	1
	児童対応支援員	会計年度任用職員	6
	児童対応職員（早番）	会計年度任用職員	2
	心理療法専門員	会計年度任用職員	1
	学習指導員	会計年度任用職員	3
合計			92

令和4年4月1日現在

※3 児童福祉司スーパーバイザー。児童福祉司やその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として、指導と教育に当たる児童福祉司

※4 児童心理司スーパーバイザー。児童心理司や心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として、指導と教育に当たる児童心理司

6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談援助担当

図表 1-7 相談の種類

相談区分		内容
養護相談		虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労、服役等）、迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談
障害相談		知的障害（愛の手帳 ^{※5} の相談を含む。）、ことばの遅れ、肢体不自由、重症心身障害等の障害に関する相談
非行相談	ぐ犯行為 ^{※6} 等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為 ^{※7} 等相談	触法行為があったとして警察署から第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年 ^{※8} に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘默 ^{※9} 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

※5 愛の手帳：知的障害児（者）が各種のサービスを受けるために東京都が交付している手帳

※6 ぐ犯行為：将来罪を犯す又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

※7 触法行為：14歳未満で刑罰法令に触れる行為

※8 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年。令和3年5月21日の少年法等の一部を改正する法律の成立（令和4年4月1日施行）により、18・19歳の者が罪を犯した場合には、その立場に応じた取扱いとするため、「特定少年」として、17歳以下の少年とは異なる特例が定められました。

※9 緘 黙（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面又は生活全般で話さない状態

（2）援助の種類

相談援助担当

図表1-8 援助の種類（措置によるもの）

区分	内容
訓戒・誓約書の提出 (第27条第1項第1号)	注意を与えるだけでは足りない場合に、児童又は保護者に再び同じような問題行動をしないと約束させ、誓約書を提出させる。
児童福祉司指導 (第26条第1項第2号) (第27条第1項第2号) (児童虐待の防止等に関する法律第11条第1項)	児童虐待を行った保護者や家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に指導を行う。
児童委員指導 (第27条第1項第2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整等により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
福祉事務所送致 (第26条第1項第4号)	知的障害者福祉司又は社会福祉主事の指導が適当であると認められる場合に、福祉事務所に送致する。

通知 (第 26 条第 1 項第 5 号) (附則第 63 条の 2) (附則第 63 条の 3)	保育の利用等が適当であると認める児童について、それぞれその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知する。また、障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当であると認める場合に市町村の長に通知する。
里親委託 小規模住居型児童養育事業委託 (第 27 条第 1 項第 3 号)	児童の養育を主たる目的とする「養育里親」又は養子縁組を目的とする「養子縁組里親」若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する。
児童福祉施設等入所 (第 27 条第 1 項第 3 号) (第 27 条の 2) (第 31 条)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所させる。
指定発達支援医療機関委託 (第 27 条第 2 項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、厚生労働大臣の指定するものに児童を委託する。
家庭裁判所送致 (第 27 条第 1 項第 4 号) (第 27 条の 3) (少年法第 3 条第 2 項) (少年法第 6 条第 2 項)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を必要とする児童等を家庭裁判所に送致する。
家庭裁判所家事審判請求 (第 28 条第 1・2 項) (第 33 条第 5 項) (第 33 条の 7) (第 33 条の 8) (第 33 条の 9)	児童福祉施設等の入所承認・更新の請求、親権喪失審判請求（民法第 834 条）、親権停止の審判請求（民法第 834 条の 2）、管理権喪失審判請求（民法第 835 条）、未成年後見人選任・解任（民法第 846 条）及び親権者の意に反する 2 か月を超える一時保護の承認等の請求を行う。

図表 1-9 援助の種類（措置によらないもの）

区分	内容
助言指導 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	助言、情報提供等により、日常生活の中で、児童の有する問題が解決されると考える場合の指導を行う。そのほか、愛の手帳の判定、電話相談による助言等を行う。
継続指導 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じ訪問する等の方法により、継続的な助言指導や心理療法、カウンセリング等を行う。
他機関あっせん・紹介 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
児童自立生活援助 (第 32 条第 1 項) (第 33 条の 6)	義務教育終了後、児童自立支援施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るため必要な場合に、その児童から申込があったときは「自立援助ホーム」に入所させ、社会的自立に向けた援助を行う。

相談援助担当

図表 1-10 援助の種類（児童相談所での調査等において法に定められているもの）

区分	内容
意見付与 (第 24 条の 3 第 3 項)	障害児入所給付費の支給要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
立入調査 (第 29 条) (児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項)	保護者による児童虐待等のおそれがあると認めたときは、児童委員、児童福祉司等は、児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をすることができる。 正当な理由がなく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定(第 61 条の 5) がある。

一時保護・一時保護委託 (第33条) (児童虐待の防止等に関する法律第8条)	児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境やその他の状況を把握するため児童を一時保護し、又は里親や児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (児童虐待の防止等に関する法律第12条)	虐待を受けた児童への保護者の面会又は通信を制限することができる。
同居児童の届け出 (第30条)	4親等内以外の児童を一定期間同居させているものに対し、(区市町村長を経由して)管轄の児童相談所へ届出義務を課し、児童の保護を図る。
所長の親権代行 (第33条の8第2項)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (児童虐待の防止等に関する法律第8条の2)	児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求等 (児童虐待の防止等に関する法律第9条の2)	保護者が出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認められるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

臨検・搜索 (児童虐待の防止等に関する法律第9条の3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することができる。
接近禁止命令 (児童虐待の防止等に関する法律第12条の4)	児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、かつ当該児童虐待を行った保護者について、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、6か月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

(3) 子ども家庭支援センターとの連携

相談援助担当

ア 児童相談所と子ども家庭支援センター

区では、第12条に基づく行政機関である児童相談所と第10条の2に基づく子どもと妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援センターをそれぞれ独立した組織として、複合施設（港区子ども家庭総合支援センター）内に整備しました。

複合施設に配置されている強みを生かし、児童相談所と子ども家庭支援センターが受け付けた虐待案件等について、合同でスクリーニング会議※10を開催し、対応方針について検討を行っています。

専門性の高い支援を行う児童相談所と地域に根ざした支援を行う子ども家庭支援センターが切れ目なく連携し、地域の支援機能を十分に活用して子どもと家庭へのきめ細かな支援を行うとともに、より質の高い児童相談体制の構築を目指しています。

※10 通告、相談のあった虐待案件等について、児童相談所と子ども家庭支援センターのどちらで支援することが適切か判断する会議。毎日2回開催

イ 区が目指す支援

(ア) 切れ目のない支援

児童相談所と子ども家庭支援センターが密接に連携した相談援助を行うことにより、児童虐待や非行など子どもを取り巻くあらゆる課題に対し、未然防止から調査、援助、保護、施設等への措置、家庭復帰まで、地域と共に切れ目なく対応しています。

(イ) 詳細な情報に基づく迅速、的確な対応

住民基本台帳をはじめとした区で管理する様々な情報や港区要保護児童対策地域協議会^{※11}の関係機関との連携から得られる情報、詳細な地域情報等を的確に活用し、児童虐待等の問題に対し、十分な調査を行い迅速な対応を行います。

子どもや保護者への支援を検討する際にも、地域の支援内容を熟知している基礎自治体に設置された児童相談所の強みを生かし、子どもの意見を聴きながら、子どもの権利を擁護し、当事者参加を念頭に置いた調整を図ります。

※11 要保護児童対策地域協議会は、保育所や学校、医療機関、警察、民生委員・児童委員等の地域の関係機関と連携し、ネットワークを構築することにより、支援対象児童等の早期発見や迅速かつ適切な保護や支援を行い、児童虐待等の防止を図ることを目的としています。こうした多数の関係機関の円滑な連携、協力を確保するために、子ども家庭支援センターが協議会の調整機関となり、関係機関等が共通認識のもとに役割分担をしながら支援を行う体制を確立しています。

(ウ) 「顔が見える」関係による丁寧な援助

港区は、児童相談所を設置している全国の自治体と比較すると、管轄する人口、面積において比較的小規模な自治体です。子どもや保護者と距離が近い環境であることから、迅速、丁寧に状況を把握し、援助しています。

また、子どもや保護者にとって身近な存在である子ども家庭支援センター、保健所、学校、保育所等と協働して対応することで、区民が安心できる関係性の中で支援を行います。

(エ) 地域連携による子ども・家庭に応じた親身な支援

港区要保護児童対策地域協議会の構成員である民生委員・児童委員や学校、幼稚園、保育所、保健所、総合支所、乳児院、子育てひろば、児童館、医療機関、警察、児童に関する団体等が密接に連携し役割分担をする中で、それぞれの子どもや家庭にふさわしい支援を行います。

また、児童相談所がある港区子ども家庭総合支援センターは、区にお

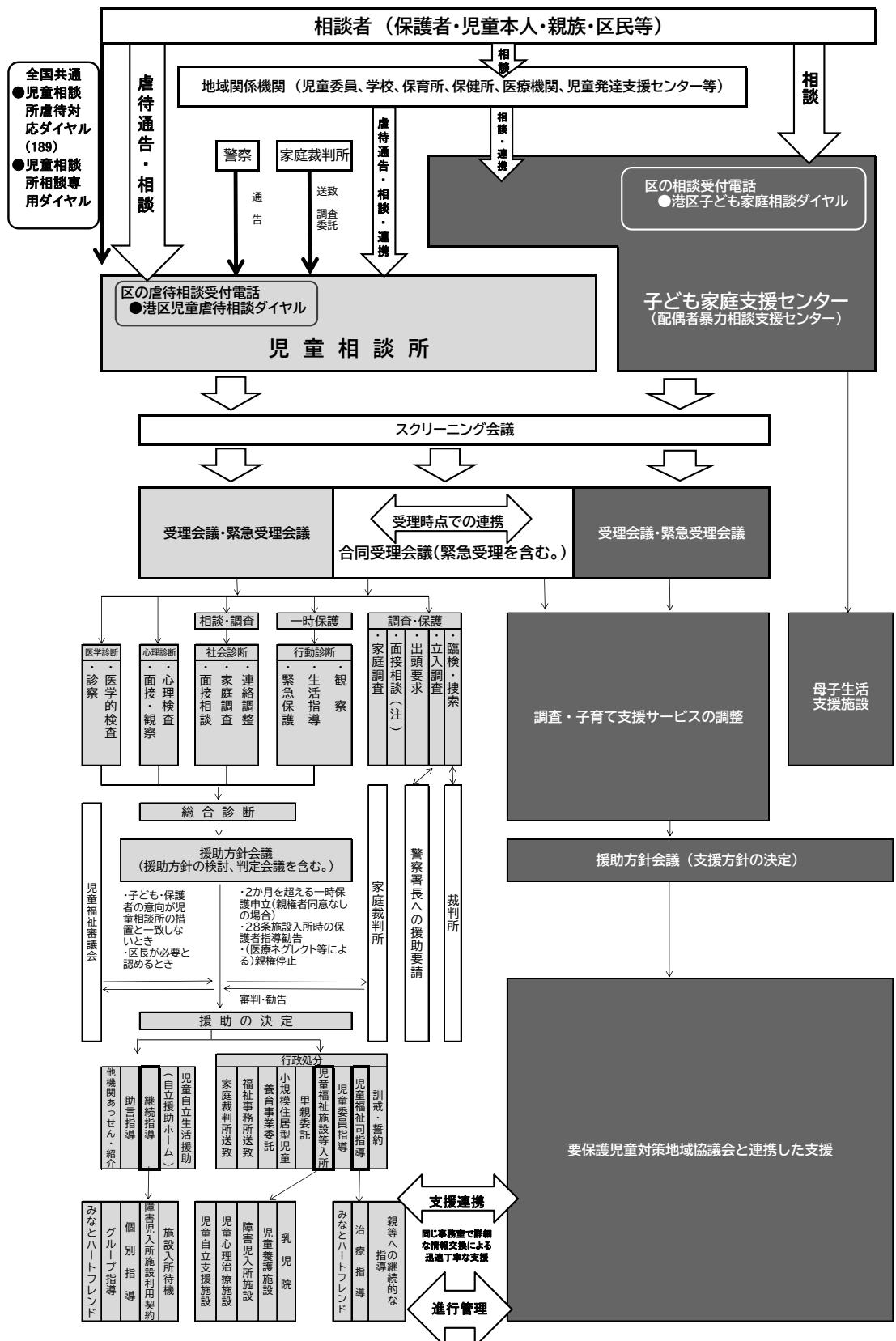
ける相談支援の中心となる施設として、港区要保護児童対策地域協議会の代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を適切に実施するほか、いつでも地域の支援者が訪れ、児童相談所や子ども家庭支援センターと相談、協議できる体制を整えています。さらに、研修や学習会、情報交換等を行い、関係機関の支援力の向上を図ることにより、幅広くきめ細かい地域の協力体制を構築しています。

(4) 児童相談の流れ

相談援助担当

図表 1-11 相談の流れ

□ 児童相談所が対応 ■ 子ども家庭支援センターが対応



(注)性的虐待の調査の際等に、児童の心のケアや加害者の起訴を想定し、原則として検察・警察・児相の三機関連携を行い3者による司法面接を実施します。

第2 児童相談所の運営状況

1 相談の受理状況

(1) 相談経路別受理状況^{※12}

相談援助担当

令和3年度の児童相談所における相談数のうち、警察等からの相談が最も多く、次いで「家族・親戚」、「近隣・知人」と続いています。

※12 受理状況：児童相談所で新たに受け付けた相談件数

図表 2-1-1 相談経路別受理状況

(件)

		令和3年度
児童相談所		107
都道府県	福祉事務所	6
	その他	2
区市町村	福祉事務所	65
	児童委員	1
	保健センター	4
	その他	27
児童家庭支援センター		0
保育所		16
児童福祉施設		14
指定発達支援医療機関		0
認定こども園		0
警察等		409
家庭裁判所		3
保健所及び 医療機関	保健所	22
	医療機関	23
学校等	幼稚園	3
	学校	77
	教育委員会等	2
里親		2
家族・親戚		283
近隣・知人		152
児童本人		9
その他		34
合計		1,261

(2) 相談内容別受理状況

相談援助担当

令和3年度の児童相談所における相談数のうち、「養護相談（虐待相談）」が最も多く、次いで「障害相談（知的障害相談）」、「養護相談（その他の相談）」と続いています。

図表 2-1-2 相談内容別受理状況

(件)

		令和3年度
養護相談	虐待相談	879
	その他の相談	101
保健相談		1
障害相談	肢体不自由相談	1
	視聴覚障害相談	0
	言語発達障害相談	0
	重症心身障害相談	2
	知的障害相談	123
	発達障害相談	3
非行相談	ぐ犯行為等相談	28
	触法行為等相談	20
育成相談	不登校相談	7
	性格行動相談	70
	しつけ相談	8
	適性相談	1
その他の相談		17
合計		1,261

(3) 年齢別受理状況

相談援助担当

令和3年度の児童相談所における相談数のうち、4歳が最も多く、次いで7歳、6歳と続いています。

図表 2-1-3 年齢別受理状況

(件)

	令和3年度
0歳	82
1歳	64
2歳	71
3歳	80
4歳	103
5歳	78
6歳	85
7歳	89
8歳	67
9歳	81
10歳	76
11歳	65
12歳	73
13歳	73
14歳	72
15歳	44
16歳	28
17歳	26
18歳以上	4
不明	0
合計	1,261

2 虐待相談の対応状況

(1) 虐待相談種類別対応状況^{※13}

相談援助担当

令和3年度の児童相談所における虐待相談対応件数のうち、虐待種類別では「心理的虐待」が最も多く、次いで「身体的虐待」と続いています。

※13 対応状況：児童相談所で受理した相談のうち、支援方針を決定した件数

図表 2-2-1 虐待相談種類別対応状況

(件)

	令和3年度
身体的虐待 ^{※14}	278
性的虐待 ^{※15}	4
心理的虐待 ^{※16}	475
ネグレクト ^{※17} (養育の放棄又は怠慢)	114
合計	871

※14 子どもをたたく、激しく揺さぶる等

※15 子どもへのわいせつな行為等

※16 子どもへの脅しや心を傷つける言動、親による家族への暴力の目撃（面前DV）等

※17 適切な衣食住の世話をしない等

(2) 虐待相談の年齢別対応状況

相談援助担当

令和3年度の児童相談所における虐待相談対応件数のうち、3歳が最も多く、次いで4歳、7歳と続いています。

図表 2-2-2 虐待相談の年齢別対応状況

(件)

	令和3年度
0歳	51
1歳	55
2歳	50
3歳	72
4歳	67
5歳	54
6歳	58
7歳	66
8歳	60
9歳	53
10歳	50
11歳	46
12歳	45
13歳	34
14歳	34
15歳	38
16歳	22
17歳	16
18歳以上	0
不明	0
合計	871

3 児童相談所と子ども家庭支援センターの虐待相談対応

(1) 児童相談所と子ども家庭支援センターの虐待相談受理状況

相談援助担当

令和3年度の虐待相談受理件数は、児童相談所で879件、子ども家庭支援センターで1,075件となっています。

なお、児童相談所と子ども家庭支援センターが協働して対応するケースもあります。

図表 2-3-1 虐待相談受理状況

(件)

	令和3年度
児童相談所	879
子ども家庭支援センター	1,075

(2) 児童相談所と子ども家庭支援センターの連携状況

相談援助担当

ア 概要

子ども家庭支援センターには、これまで培ってきた身近な相談窓口と

しての区民からの信頼や港区要保護児童対策地域協議会の調整機関として、地域の関係機関との連携体制を築いてきた実績があります。

区が児童相談所を設置した際に、子どもと家庭に関する相談の一義的な窓口は、これまでどおり子ども家庭支援センターが担い、児童虐待や非行、その他の専門的相談や支援については児童相談所が担うこととした。同じ施設内で役割を分担することで、これまで以上に迅速かつ丁寧な対応を行い、子どもに関する重篤な問題の発生予防機能をより一層高めた児童相談体制としました。

イ 連携状況

児童相談所と子ども家庭支援センターでそれぞれ受け付けた相談のうち、虐待案件等については、児童相談所と子ども家庭支援センターのどちらで支援することが適切か判断する会議（スクリーニング会議）を毎日2回実施しています。

児童相談所と子ども家庭支援センターの両組織による支援が望ましいケースに関しては、相互の役割分担を行います。

児童相談所と子ども家庭支援センターが同じ施設内にあり、互いに顔が見える環境のため、緊密に連携することが可能です。

4 各職種の役割

（1）児童福祉司の役割

相談援助担当

子どもや家庭その他からの相談を受け、子どもが有する様々な問題やニーズ、子どもが置かれている家庭、社会状況等を総合的に把握し、子どもの健全な発達を促し、社会の一員として育成されるよう援助、指導を行っています。

図表 2-4-1 活動状況

（件）

		令和3年度
訪問	家庭	1,246
	関係機関	830
	施設	215
来所		2,254
電話		13,990
個別ケース検討会議		44

(2) 児童心理司の役割

相談援助担当

児童心理司は、子どもや保護者等の相談に応じ、面接、心理検査、行動観察等を用いて心理診断を行います。心理診断で得られた知見は、児童相談所の援助方針を決定する際に用いられます。

児童心理司は、決定された援助方針に従い、必要に応じて子どもや保護者等に心理ケアや助言等を行っています。

ア 心理診断

心理診断は、援助の方針と内容を決めるため、子どもとの面接や心理検査、行動観察を行い、加えて保護者との面接の結果等を総合して行うものです。

図表 2-4-2 心理診断の状況

(延べ件数)

		令和3年度
心理検査	知能検査	165
	発達検査	34
	人格検査	168
	その他	105
面接・観察・指導	児童	979
	保護者	557
	関係者	30

イ 心理療法・カウンセリング等

児童心理司は、心理診断に基づき様々な技法を用いて子どもの心理的課題や親子関係の改善を図ります。

さらに、効果が期待できると思われるケースには、心理支援技法としてのプログラム提供、みなとハートフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業の活用等の継続的支援を行います。

図表 2-4-3 児童心理司による心理療法・カウンセリング等

(延べ件数)

	令和3年度
児童	451
保護者	151
その他	60

(ア) 心理支援技法としてのプログラム

親子関係改善のプログラムとして、PCIT（親子相互交流療法）やCARE（子どもと大人の絆を深めるプログラム）を活用しています。

図表 2-4-4 プログラム実施実績

(件)

	令和3年度
PCIT	8
在宅指導ケース	7
施設措置ケース	1
CARE	13

(イ) 東京都児童相談センター治療指導事業

「治療指導事業」は、家庭、学校、児童養護施設等において様々な不適応行動を示す子どもに対して、子どもの心身の健全な成長発達を援助する東京都の事業です。必要に応じて区の子どもも活用しています。

図表 2-4-5 治療指導事業の活用状況

(件)

	令和3年度
治療指導事業	3
在宅指導ケース	1
施設措置ケース	2

ウ 愛の手帳判定に関する業務

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付と知的障害の有無、程度等の判定業務を行っています。

(注) 愛の手帳の交付は東京都が行います。区児童相談所は、知的障害の判定を行い、当該結果について東京都へ進達（送付）しています。

図表 2-4-6 愛の手帳判定・交付状況

(件)

	令和3年度
愛の手帳に関する心理判定数	96

エ 特別児童扶養手当に係る業務

特別児童扶養手当の受給に必要な障害程度区分の確認証明を行っています。

図表 2-4-7 区分確認証明状況

(件)

	令和3年度
特別児童扶養手当に係る区分確認証明	43

(3) 保健師の役割

相談援助担当

保健師は、子どもの安全・安心な養育環境を確保するため、保健や医療の問題のある子どもや保護者に対して、専門的視点から関与し、児童福祉司の効果的なソーシャルワークに協力・協働する役割を担っています。

また、地域の母子保健や精神保健等を担う保健機関及び医療機関との連絡や調整等を行っています。

図表 2-4-8 個別援助活動状況

(延べ人数)

	令和3年度
家庭訪問	54
面接相談	113
電話相談	37
その他文書等の相談	4
関係機関連絡及び連携	281

ア 医療機関等の連携

子どもの虐待防止対策及び地域支援体制充実のため、児童相談所開所前に区内や近隣区の医療機関に対し、港区児童相談所の周知と虐待通告時の情報提供協力の依頼等を行いました。

開所後も各医療機関関係者と連携方法の再確認を行ってきました。

また、医療機関の「子ども虐待対応院内組織（C A P S^{※18}）」の会議に参加しています。

※18 CAPS : Child Abuse Prevention System

院内の児童虐待に対応する複数の部門が、各々の視点から、児童虐待かどうか、通告等を行うかどうかについて合議の上判断し、病院としての通告や警察への連絡などを行う組織

イ 一時保護所看護師との連携

保健師は、一時保護所の看護師と常に連携し、入所児童の健康管理や安全教育等を実施し、相互に補完しています。

【一時保護所看護師と補完している業務】

- ・入所前健康診断
- ・一時保護児童の健康管理
- ・食物アレルギーの子どもの献立の確認
- ・月1回の健康診断（内科、歯科）
- ・定期通院同行
- ・服薬管理
- ・傷病時の対応
- ・安全教育、性教育等

（4）電話相談専門員の役割

相談援助担当

区児童相談所では、電話相談専門員が港区児童虐待相談ダイヤルや児童相談所虐待対応ダイヤル（189）^{※19}等の電話相談を受け付けています。

※19 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告や相談ができる全国共通の電話番号です。児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にかけると近くの児童相談所につながります。

図表 2-4-9 電話相談受付状況

(件)

	令和3年度
港区児童虐待相談ダイヤル	708
児童相談所虐待対応ダイヤル（189）	238

（5）医師の役割

相談援助担当

区児童相談所の医学診断は、業務委託により実施しています。愛の手帳判定における医学診断、子どもの診察や保護者等に対する医学的見地からの助言といった医療相談、保護者等に対するカウンセリング業務、児童相談所職員への医学的助言、児童心理司等が行う親子支援プログラムへのスーパーバイズ（職務遂行能力の向上を目的とした指導、教育をすること。）等を行っています。

図表 2-4-10 活動状況

(件)

	令和3年度
医学診断・医学的助言等	151

(6) 弁護士の役割

相談援助担当

ア 弁護士への相談体制

定期的に対応する弁護士3名、案件ごとに隨時対応する弁護士2名に業務委託をしています。

イ 業務内容

- ・児童相談所業務に関して、法的な専門的見地から、児童相談所職員への助言を行うことや対外的な対応に関すること。
- ・措置や一時保護等されている子どもへの支援等に関する法的助言
- ・児童相談所が対応している子どもからの相談に応じ、子どもの権利擁護の視点を持って必要な支援につなげること。
- ・児童相談所職員の法的対応力向上のために関係法令の解釈や児童虐待事件、少年事件の判例等について職員に解説を行うこと。

ウ 活動状況

児童相談所職員からの相談内容は、「非親権者への対応」、「18歳成人となるに当たっての留意事項」、「家庭裁判所からの調査依頼への回答」、「審査請求や開示請求への対応」、「ぐ犯行為を繰り返す子どもの家庭裁判所送致」及び「ワクチン接種に関する親権者の同意」等、多岐に渡っています。

また、必要に応じて、保護者に法的見地から説明することや、児童養護施設で未成年後見人制度についての説明をすること等の活動も実施しています。

なお、第28条^{※20}や第33条第5項^{※21}の申立てに関する業務については、別途弁護士と代理人契約を締結して委任しています。

※20 第28条：保護者が子どもを虐待するなど子どもの福祉を害する場合において、子どもを児童福祉施設に入所させる等の措置をとる際に保護者が同意しない場合、都道府県知事又は児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続。また、当該措置は2年を超えることができないが、当該措置を継続しなければ子どもの福祉を害するおそれがあると認めるときに、都道府県知事又は児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所が当該措置の期間を更新することを承認する審判を行う手続

※21 第33条第5項：一時保護の期間が2か月を超え、かつ親権者の意に反して一時保護を継続する場合、都道府県知事又は児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続

図表 2-4-11 活動状況

(件)

令和 3 年度	
弁護士相談	148
第 28 条申立て	3
第 33 条第 5 項申立て	8
その他	1

5 一時保護・児童福祉施設入所等の状況**(1) 一時保護の状況****児童相談課**

ア 月別一時保護児童数（その月に新たに一時保護となった児童数）

図表 2-5-1 月別一時保護児童数

(人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
一時保護児童数		7	5	13	10	12	11	6	8	11	2	4	7	96
()身柄付き通告 ^{※22}		(5)	(1)	(3)	(3)	(4)	(4)	(0)	(1)	(3)	(1)	(3)	(1)	(29)
	内訳	乳幼児	0	2	8	3	4	3	2	2	5	1	1	33
		学齢女子	2	1	2	4	1	4	2	2	5	0	2	28
		学齢男子	5	2	3	3	7	4	2	4	1	1	1	35

※22 身柄付き通告：第25条に基づき、一時保護が必要と思われる児童について警察から児童相談所に通告すること

イ 一時保護先別児童数

図表 2-5-2 一時保護先別児童数

(延べ人数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
港区児童相談所内 一時保護所		8	7	16	15	22	19	18	15	17	7	10	13
一時保護委託 ^{※23} ()他自治体一時保護所		6	5	10	12	10	8	5	8	9	4	1	4

※23 一時保護委託先には、乳児院や児童養護施設、里親、ファミリーホーム、病院、他自治体一時保護所等があります。

ウ 一時保護の主訴

図表 2-5-3 主訴別一時保護の状況

	(人)
	令和3年度
養護（虐待）	54
養護（その他）	27
うち保護者の新型コロナウィルス感染症罹患	16
心身障害	0
ぐ犯触法	8
その他	7
合計	96

エ 一時保護時点の児童年齢

図表 2-5-4 年齢別一時保護の状況

	(人)
	令和3年度
0歳	6
1歳	2
2歳	6
3歳	6
4歳	3
5歳	3
6歳	7
7歳	3
8歳	4
9歳	1
10歳	5
11歳	10
12歳	8
13歳	6
14歳	6
15歳	11
16歳	4
17歳	5
18歳以上	0
不明	0
合計	96

オ 一時保護解除後の状況(令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に一時保護解除となった子どもの状況)

図表 2-5-5 一時保護解除後の状況

(人)

		令和3年度
帰宅		77
里親等委託		2
児童福祉施設入所	乳児院	0
	児童養護施設	8
	障害児入所施設	0
	児童自立支援施設	0
	児童心理治療施設	0
自立援助ホーム		0
家庭裁判所送致		1
その他		3
合計		91

(2) 児童福祉施設等への入所児童数

相談援助担当

ア 児童福祉施設等の種類

図表 2-5-6 施設の種類

施設の種類	施設概要
乳児院	保護者がいない、又は家庭で養育ができない乳幼児を養育する施設
児童養護施設	保護者がいない、又は家庭で養育ができない子どもを養育する施設
障害児入所施設	障害のある子どもを預かり、保護、日常生活の指導及び自立に必要な知識技能の付与を行う施設（医療型障害児入所施設は、治療を含みます。）
児童自立支援施設	行動上の問題から生活指導等を要する子どもに、子どもの状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援する施設
児童心理治療施設	心理的・精神的問題を抱え、社会生活の適応が困難となった子どもに心理治療を行う施設
自立援助ホーム (児童自立生活援助事業)	自立を目指す義務教育を修了した子ども等に、相談、日常生活上の援助、生活指導及び就業の支援を行う施設

イ 入所児童数

令和4年3月31日現在、41人が養育家庭や児童福祉施設等で生活しています。

図表 2-5-7 児童福祉施設等への入所児童数

(人)

		令和3年度
乳児院		2
児童養護施設		23
里親	養育家庭	4
	養子縁組里親	0
	親族里親	0
	専門養育家庭	0
ファミリーホーム		4
障害児入所施設		4
自立援助ホーム等		4
合計		41

(3) 児童福祉施設等からの進路状況

相談援助担当

令和3年度に中学校を卒業した児童福祉施設等で生活している子どもの進路は、全て高等学校への進学となっています。また、高等学校を卒業した子どもの進路は、大学進学や就職等となっています。

6 里親等の状況

(1) 里親制度

相談援助担当

里親制度とは、親の病気や虐待等、様々な事情により家庭で暮らすことのできない社会的養護が必要な子どもを家庭に迎え入れ養育を行う、児童福祉法に基づく制度です。

子どもが特定の大人のもとで養育されることで、信頼感や自己肯定感、適切な対人関係、社会性が育ち、また里親家庭で生活に必要な知識や技術を獲得し、将来の家庭生活のモデルになること等が里親制度の意義として挙げられます。

図表 2-6-1 里親の種類

里親の種類	内容
養育家庭	養子縁組を目的とせず、一定期間、子どもを家庭に迎え入れて養育する里親です。委託される子どもの年齢は、原則0歳から18歳未満までです。
養子縁組里親	養子縁組によって、養親となることを希望する里親です。特別養子縁組（子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度）が成立するまでの間、里親として子どもを養育します。
親族里親	両親等が死亡や行方不明、長期入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母等の扶養義務のある親族がその子どもを養育する里親です。
専門養育家庭	専門的なケアを必要とする子どもを養育する里親です。一定の要件を満たし、所定の研修を受ける必要があります。

（2）里親の登録・委託状況

相談援助担当

令和4年3月31日時点での区内の登録里親数は28家庭（うち2家庭が養子縁組里親と養育家庭の二重登録）です。

図表 2-6-2 登録・委託状況

里親の種類	家庭数（人数）
養育家庭	登録里親数 11家庭
	委託中里親数（児童数※24） 5家庭（5人）
養子縁組里親	登録里親数 19家庭
	委託中里親数（児童数※24） 3家庭（3人）
親族里親	登録里親数 0家庭
専門養育家庭	登録里親数 0家庭

※24 児童数は、区内に登録されている里親家庭へ委託されている児童数です。里親に子どもを委託するに当たり、子どもの最善の利益を保障する観点から、区内的里親に限らず、都区全域で適切な里親と子どものマッチングを実施しています。令和4年3月31時点で、区内里親家庭に委託されている子ども8人は、他自治体児童相談所が委託した子どもです。

(3) 里親支援の業務の体制

相談援助担当

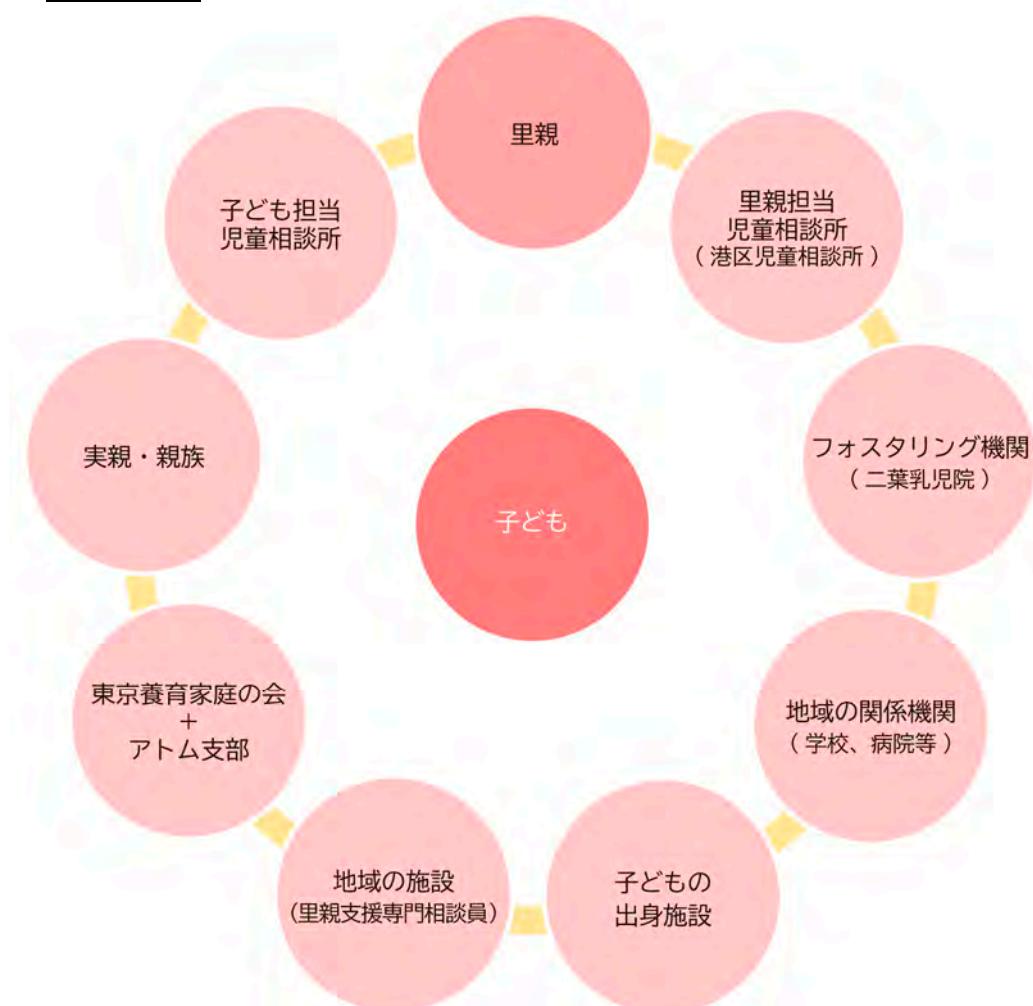
ア フォスターイング業務について

里親制度の普及啓発から里親のリクルート、登録手続きや研修、子どもと里親のマッチング、子どもを委託中の里親への支援、里親委託解除後のフォローまで、継続性と一貫性のある支援を包括的に実施する業務を「フォスターイング業務」といいます。区では、里親担当の児童福祉司を配置するほか、フォスターイング機関として社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院に業務委託し、里親への支援を行っています。

イ 支援体制について

里親家庭が地域で孤立することなく子どもを養育できるよう、児童相談所をはじめとする関係機関がチームで養育を行う体制（チーム養育体制）を整えています。

図表 2-6-3 子どもの養育支援体制



(4) 里親支援業務の取組状況

相談援助担当

ア 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度の普及や里親委託の推進のため、里親についての説明会や里親経験者による養育家庭体験発表会、パネル展の開催、区のホームページ、SNS等を活用した里親制度の周知等を行っています。

また、里親家庭の新規登録や登録更新手続きにおける面談、対応を行っています。

図表 2-6-4 普及促進事業

開催内容	開催概要	令和3年度実績
里親についての説明会	児童相談所、各地区総合支所管内区有施設において月2回開催	59組 89人参加
養育家庭体験発表会	令和3年11月27日 児童相談所で開催	44人参加
パネル展	区役所、芝浦港南地区総合支所、子ども家庭支援センターで計4回開催	延べ29日開催

図表 2-6-5 リクルート事業

(件)

	令和3年度
インテーク（新規相談）面接	23
新規登録申請受付	3
登録更新受付	12

イ 里親研修・トレーニング等事業

里親登録後の家庭に対し、養育の質の向上を目的としたスキルアップ研修や乳児院等での養育体験等を行っています。

なお、法定の里親認定前研修や更新時研修は、東京都実施の研修を活用しています。

図表 2-6-6 研修内容

	開催回数	令和3年度参加者数
認定後オリエンテーション	2回	2家庭（4人）
スキルアップ研修	6回	13家庭（22人）
養育体験	2回	3家庭（6人）
その他の研修	8回	13家庭（16人）

ウ 里親委託等推進事業

子どもにとって最適な養育環境となる里親を選定するため、子どもと里親のマッチング、委託前交流支援を行っています。また、児童委託後の適切な養育や支援のための自立支援計画書の作成を行っています。

図表 2-6-7 支援内容

(家庭)

	令和3年度
子どもと里親のマッチング支援	10
委託前面会交流	3
自立支援計画書の作成	5

エ 里親訪問等支援事業

里親家庭が安心して子どもを養育できるよう、訪問や電話等による相談支援や夜間休日相談対応、レスパイト・ケア（里親の一時的な休息等のための援助）の利用支援、育児家事援助派遣等を行っています。

未委託家庭に対しては、定期的な訪問や電話連絡により、生活状況の確認や相談に応じています。さらに、ニーズに沿った研修の案内等を行っています。

また、里親登録家庭の相互の相談援助や交流の促進等のため、里親サロンの開催を行っています。そのほか、勉強会、他地域の里親サロンへの参加案内等も行っています。

図表 2-6-8 支援内容

	令和3年度
委託家庭への相談支援（訪問、電話等）	10家庭（433回）
未委託家庭への定期巡回訪問、電話等	14家庭（439回）
夜間休日相談対応	3家庭（8回）
レスパイト・ケア利用支援	1家庭（1回）
育児家事援助派遣	6家庭（84時間）
サロン等の開催	4回（22家庭、36人）

オ 養育家庭等自立支援強化事業

自立を目指す委託児童を支援する養育家庭、親族里親及び専門養育家庭に対し、進路に関する情報提供や相談支援を行うとともに、子どもに対しても措置解除後の生活等についての相談支援を行います。

委託解除後も訪問や社会資源を活用した支援等を継続して行います。

図表 2-6-9 支援内容

	令和3年度
里親と委託児童への相談支援	2家庭（8回）

カ 養子縁組に関する相談・支援事業

養子縁組が成立した家庭に対し、定期的な電話連絡や訪問等により状況を確認し、必要な支援を行っています。

なお、民間あっせん機関を利用して養子縁組が成立した家庭も支援の対象としています。

図表 2-6-10 支援内容

	令和3年度
養子縁組成立後に児童福祉司が継続的に支援している家庭への訪問、電話等による対応	2家庭（55回）
上記以外の家庭への訪問、電話等による対応	3家庭（4回）

（5）ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）

相談援助担当

一定の要件を備えた養育者の住居において、5人又は6人の要保護児童

を、子ども同士の相互作用を生かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度です。

令和4年3月31日現在、港区内で実施はありません。

(6) 里親等委託率の現状

相談援助担当

令和4年3月31日現在、区における里親等委託率^{※25}は、24.2%となっています。

※25 里親等委託率 = (養育家庭+専門養育家庭+ファミリーホームの児童数) / (乳児院+児童養護施設+養育家庭+専門養育家庭+ファミリーホームの児童数) × 100

図表 2-6-11 施設入所等の状況

(人)

	令和3年度
乳児院	2
児童養護施設	23
養育家庭・専門養育家庭	4
ファミリーホーム	4
合計	33

7 みなとハートフレンドの活動状況

(1) みなとハートフレンドについて

相談援助担当

みなとハートフレンドは、子どもと家庭を支援する有償のボランティア制度として、児童相談所開所と同時に開始しました。

児童相談所が関わる子どもと「楽しい」、「嬉しい」、「面白い」などの気持ちを共有し、時には子育ての不安等に寄り添う「心の友(ハートフレンド)」として、区独自に育成しています。具体的には、家庭、児童相談所、区内施設等で子どもと一緒に遊ぶ、勉強する、話し相手になる等、子どもたちの健やかな心の成長を支えています。

(2) 登録状況

図表 2-7-1 登録状況

(人)

	令和3年度
登録数	24

(3) 研修内容

相談援助担当

みなとハートフレンドに登録するためには、全ての研修の受講や課題レポートの提出が必要です。

図表 2-7-2 令和3年度研修実績一覧

	研修内容	講師
1	児童相談所の機能	児童相談所児童相談課長
2	みなとハートフレンド事業説明	児童相談所児童相談課長
3	関係職種との連携について 個人情報の取扱いについて	児童福祉司 SV
4	ひきこもり・不登校に関する支援	児童心理司 SV
5	発達障害、被虐待児の特性、心理的反応及び行動パターンの理解	児童相談所長（児童精神科医）
6	ボランティアの心構え ～ボランティアあるあるを知る～	林 恵子氏（ブリッジフォースマイル理事長）
7	地域に暮らし、地域に尽くし、地域に支えられる	大日向 雅美氏（あい・ぽーと理事長、恵泉女学園大学学長・学術博士）
8	要保護児童への関わり方 (ロールプレイ)	児童相談所人材育成専門員
9	権利擁護・社会的養護の基礎知識	児童相談所人材育成専門員

(4) 活動状況

相談援助担当

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面研修の実施を延期したため、当初の予定より登録まで時間を要しました。その影響で、年度当初の活動回数は限られていきましたが、年度後半に活動回数は徐々に増加しました。

図表 2-7-3 活動状況

(回)

	令和3年度
活動回数	16

8 子どもの権利擁護

(1) 一時保護所における取組

児童相談課

ア アドボケイトによる子どもの意見聴取

アドボケイトは、社会福祉士や保健師、保育士等の資格を有し、子どもから意見を聴き取る経験が豊富な第三者です。子どもの意見を代弁するアドボケイトが、定期的に一時保護所を訪問し、直接、子どもの話を聴き取り、子どもに代わって、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等へ意見を伝え、支援や一時保護所の環境改善等に反映させています。

図表 2-8-1 意見聴取の状況（一時保護児童）

（延べ人数）

	令和3年度
一時保護児童の意見聴取人数	57

イ 子ども会議の実施

一時保護所の環境や集団生活のルール等について、子どもが中心となって話し合う子ども会議を週1回実施しています。子ども会議で出た意見や要望については、職員が検討し、改善を図っています。

ウ 意見箱の設置

意見箱を設置し、子どもがいつでも自分の考えや気持ちを無記名で職員に伝えることができます。

また、意見箱を通じて、東京都の「子供の権利擁護専門員」に意見を伝えることも可能です。

エ 入所のしおり

子どもが入所する際、子どもの権利について記載されている「入所のしおり」を用いて、一時保護所の生活や子どもの権利擁護に関する説明を行っています。

オ 通学支援

一時保護所では、子どもの状況に応じて一時保護所内で教員資格を持った職員のもとで学習するほか、通学できる場合は学校との調整や通学同行などの必要な支援を実施しています。

図表 2-8-2 通学支援の状況

(人)

学校種別	令和 3 年度
小学校	1
中学校	1
高等学校	2

(2) 一時保護所の第三者評価

児童相談課

一時保護所について、子どもの権利が適切に守られているか、運営面、環境面から第三者機関による評価を受けています。

令和 3 年度に児童相談所開所後初めての評価を実施しました。評価結果は、区ホームページで公表しています。

(3) 施設や里親のもとで暮らす子どもへの取組

相談援助担当

ア アドボケイトによる子どもの意見聴取

施設や里親のもとで暮らす子どもに対して、アドボケイトが入所している児童福祉施設や里親宅において、直接、子どもの話を聴き取り、子どもに代わって児童福祉司、児童心理司、施設職員等へ児童の意見を伝え、今後の援助方針や日々の支援に反映させています。

図表 2-8-3 意見聴取の状況（施設入所等児童）

(人)

	令和 3 年度
施設入所等児童の意見聴取人数	11

イ 子どもの権利ノート

児童福祉施設等への措置が決定した段階で「子どもの権利ノート」を活用し、児童福祉司が子どもに自身の権利についての説明をします。

「子どもの権利ノート」には、守られるべき子どもの権利や権利を侵害されたときの相談先を掲載しています。「子どもの権利ノート」と一緒に相談はがきを配布しており、はがきを使って相談することも可能です。

ウ 被措置児童等虐待対応

被措置児童等虐待（施設職員等による入所している子ども等への虐待）に関わる通告、届出がされた場合、速やかに当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行います。子ども等への対応は、児童福祉司や児童心理司が行い、必要に応じて弁護士等も対応します。

なお、区内の施設で事案が発生した場合は、児童福祉施設の指導検査等を所管する子ども家庭支援部子ども家庭課が施設への対応を行います。

図表 2-8-4 被措置児童等虐待の発生件数

(件)

	令和3年度
区が所管する施設等	0
その他の施設等（区外）	2

- エ 児童福祉審議会 里親・子どもの権利擁護部会への意見聴取
子どもの権利を擁護するために、施設入所等の児童相談所の措置が子どもや保護者の意向と一致しない等の場合に児童相談所がとるべき措置について里親・子どもの権利擁護部会へ意見聴取しています。

図表 2-8-5 意見聴取状況

(件)

審議・報告事項	令和3年度	
	適當	不適當
施設入所措置に保護者が同意しない場合の「審議」	4	4
親権者の意に反して2か月を超えて一時保護を継続する場合の「報告」	8	

9 人材育成

（1）人材育成計画

相談援助担当

区児童相談所では、人材育成の目標となる育成体系を定めており、それを経験年数や職層に応じた階層別の目標として掲げています。また、新任職員については、所内研修を実施し、児童相談業務の基礎を学んでいます。

研修の企画・実施については、所内に設置した研修委員会が調整を行い、外部の研修に参加する派遣研修や外部講師による集合研修だけでなく、個人単位の研修計画にも関与しています。

ア 育成階層

人材育成の階層として、次のような5段階のレベルを設定しています。

図表 2-9-1 育成階層

階層	経験年数
1	1年目前期の研修期間にある職員
2	1年目後期から2年目までの職員
3	3年目から5年目までの職員
4	6年目以上の職員
5	6年目以上の職員で、スーパーバイザーとしてのスキルを習得した職員

イ 育成目標の設定

育成階層ごとに以下の求められる能力の取得状況に応じて、育成目標を設定しています。

図表 2-9-2 育成目標

求められる能力	内容
目標に向き合う姿勢	<ul style="list-style-type: none">・現場の実践を振り返り、事例から学び、専門性を育み続ける姿勢・子どもの権利擁護を踏まえた支援を実践し続けるための倫理・価値観と知識
児童相談業務に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none">・児童相談所業務に関連する法律と制度の理解・子どもと家族をアセスメントし、支援するために必要な知識、技術
多職種他機関との連携、協働、検証	<ul style="list-style-type: none">・機関内協働（多職種連携によるチームアプローチ）に必要な倫理、知識、技術・他機関、地域との連携、協働に必要な社会性、倫理、知識、技術・自らの実践が及ぼした影響の検証

(2) 研修

相談援助担当

ア 研修の方法

人材育成を図るための研修には様々な形態がありますが、大きくは次の二つに分けられます。

(ア) OJT (On the Job Training)

スーパーバイザーやトレーナー（先輩職員）が、様々な場面で、業務に必要な視点や知識、技術等を計画的、継続的に指導します。スーパー

ビジョン（職務遂行能力の向上を目的とした指導、教育）とケースカンファレンス（個別ケース検討会議）が職員育成の大きな柱となります。新任職員に対しては、同行訪問、同席面接による支援を継続します。

(イ) O f f – J T (Off the Job Training)

日常業務を離れての研修には、内部研修と外部研修とがありますが、それぞれが相互補完的に研修内容を充実させることができるように計画となることが必要です。

育成階層や求められる能力、育成目標、職種等を考慮して、外部研修（特別区研修所、子どもの虹情報研修センター等の研修）に参加しています。

図表 2-9-3 令和3年度新任研修

項目	内容
1 港区の現状と課題	港区の概要、組織と役割、子ども・子育て支援事業基本計画等
2 港区子ども家庭総合支援センターの現状と課題	港区児童相談所設置・運営計画の概要、港区子ども家庭総合支援センターの理念と役割
3 個人情報の保護と管理	港区個人情報保護条例、情報管理の留意点等
4 児童相談所の役割と責任	児童相談所設置の根拠、役割（児童相談所運営指針）
5 法律の基礎知識	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等の基礎知識
6 子どもの権利擁護	子どもの権利擁護についての基本理念、子どもの権利条約、関係法令、多様性の理解
7 アセスメントの考え方	アセスメントの基礎知識、リスクアセスメントと包括的アセスメント
8 子どもの発達と虐待による影響	乳幼児期の発達の特徴、思春期の発達の特徴、虐待の影響による発達のつまづきについての理解
9 ストレスケアとコミュニケーション	児童相談所業務に伴うストレスとそのケアに役立つコミュニケーションのあり方
10 相談の受理と虐待対応の流れ	相談・通告の受理から、調査、支援方針の決定までの基本的な流れの理解
11 相談の流れと法的根拠	相談の各段階において理解しておくべき法律の知識
12 相談援助における医学の基礎知識	相談場面で必要となる医学的な知識
13 精神疾患の理解と保護者対応	精神疾患についての基礎知識を学び、関わり方の難しい保護者の理解
14 困難事例への対応とセルフケア	困難事例への対応で高いストレスにさらされている職員が活用できるセルフケアの方法
15 心理業務の基本知識	児童心理司の業務（心理診断や心理治療、愛の手帳業務等）
16 一時保護所の役割と権利擁護	一時保護所の役割と子どもの生活における権利擁護の考え方
17 関係機関連携と地域資源	関係機関連携の基本的な考え方と地域の社会資源の状況、活用の方法
18 社会的養護	社会的養護の現状と課題
19 里親制度	里親制度についての基礎的な知識と里親養育の現状

図表 2-9-4 令和3年度所内研修（外部講師）

	研修名	内容	講師
1	児童虐待が子どもの発達に及ぼす影響	児童虐待が子どもに及ぼす影響について、身体面、心理面、社会的な側面から学ぶ。	子どもの虹情報研修センター 増沢 高 氏
2	RIFCR™(リフカー)研修	子どもは性的虐待をどのように経験するのか、被害を打ち明けるプロセス等について学ぶ。	チャイルドファーストジャパン
3	虐待被害時診察技術研修	性的虐待や他機関連携の概論や診断技術の概論、診療の実技を学ぶ。	チャイルドファーストジャパン
4	箱庭研修	箱庭の基礎を体験的に理解する。	ちば心理教育研究所 光元 和憲 氏

図表 2-9-5 令和3年度派遣研修

	研修名	主催者、実施機関
1	司法面接研修	チャイルドファーストジャパン
2	TF-CBT 認知行動療法	こころのケアとレジリエンス研究所
3	セカンドステップ基礎研究会	子どものための委員会
4	トリプルPファシリテーター養成講座	トリプルPジャパン
5	児童心理司 スーパーバイザー研修	子どもの虹情報研修センター
6	解決志向アプローチ	サインズプラス
7	サインズオブセーフティ基礎研修	サインズプラス
8	大人の ADHD	横浜上大岡臨床心理センター
9	発達性トラウマ	横浜上大岡臨床心理センター
10	カウンセリングの技法	横浜上大岡臨床心理センター
11	ひきこもりの支援	横浜上大岡臨床心理センター
12	新任児童相談所長研修	子どもの虹情報研修センター
13	日本こども虐待防止学会学術集会	日本こども虐待防止学会
14	日本こども虐待医学会学術集会	日本こども虐待医学会
15	日本心理臨床学会学術大会	日本心理臨床学会
16	日本家族療法学会学術大会	日本家族療法学会

図表 2-9-6 令和3年度派遣研修（特別区職員研修所）

研修名	
1	児童福祉司任用前研修
2	児童福祉司任用後研修
3	児童福祉司1～2年目研修
4	児童福祉司3～4年目研修
5	児童心理司1～2年目研修
6	児童心理司3～4年目研修
7	一時保護所職員研修
8	児童福祉司スーパーバイザー研修
9	児童相談業務管理監督職研修
研修名	
10	司法面接
11	児童虐待への対応
12	動機づけ面接
13	子どもの発達障害
14	公務基礎「行政法」
15	子どもの安全確保に向けた児童相談所における手続きの留意点及び「立入調査」「臨検・捜索」訓練
16	区児童相談所設置と新たな課題

イ 研修の実施体制

(ア) 研修委員会

児童相談所内での人材育成の方針や研修計画を策定し、円滑に実施するために設置しています。

研修委員会では次の活動を行っています。

- ・人材育成に必要な情報の収集と整理
- ・派遣研修参加者の調整
- ・所内研修の企画
- ・職員個々の研修計画への支援

(イ) 個別研修記録の作成

研修が職員育成に役立つようにするためには、個々の職員の力量に合わせた個別研修計画を策定し、それに基づいて研修に臨むとともに、OJTを含めた研修の振り返りが必要となります。そのため、計画から振り返りに至るまでの研修記録を作成しており、研修記録はP D C Aサイクルを念頭に構成しています。

10 児童相談所と地域の関わり

(1) 港区要保護児童対策地域協議会の取組

相談援助担当

区全域に関する要保護児童、要支援児童、特定妊婦の支援や情報交換を行っています。関係機関等との円滑な連携を確保するための環境整備や区民等への児童虐待防止についての普及啓発を行っています。

なお、子ども家庭支援センターが本会の調整機関となっています。

ア 港区要保護児童対策地域協議会代表者会議
協議会の構成員の代表者による会議です。

図表 2-10-1 開催実績

	開催日	内容
第1回	令和3年5月18日	1 港区要保護児童対策地域協議会について 2 港区児童相談所からの報告 3 令和3年度要保護児童対策地域協議会予定 4 情報提供 5 意見交換
第2回	令和4年3月7日	1 港区子ども家庭総合支援センター開設からの相談状況報告 2 港区児童相談所からの報告 3 港区子ども家庭総合支援センター愛称募集結果についての審議 4 関係機関からの情報提供と意見交換 5 その他

イ 港区要保護児童対策地域協議会実務者会議
実際に活動する実務者から構成される会議です。

図表 2-10-2 開催実績

	開催日	内容
第1回	令和3年5月28日	1 港区要保護児童対策地域協議会について 2 港区児童相談所からの報告 3 情報提供と意見交換

ウ 港区要保護児童対策地域協議会進行管理連絡会
関係機関とケースの主担当機関が支援方針を確認し、情報共有をします。

図表 2-10-3 開催実績

区内を3ブロックに分け、各ブロック2回ずつ計6回開催

ブロック	開催日	出席者
芝 高輪	①令和3年6月22日	・各地区総合支所区民課保健福祉係 (保健師)
	②令和3年12月14日	・みなと保健所健康推進課地域保健係 (保健師)
麻布 赤坂	①令和3年6月24日	・子ども家庭支援部保育課運営支援係
	②令和3年12月16日	・子ども家庭支援部子ども家庭支援センター相談支援係、家庭相談担当 ・児童相談所児童相談課児童福祉係 (児童福祉司)
芝浦 港南	①令和3年6月29日 ②令和3年12月21日	・教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課指導主事

(2) 各関係機関との連携状況

ア 港区要保護児童対策地域協議会構成機関への普及啓発

港区要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターを中心に、港区要保護児童対策地域協議会の構成機関に対して子ども家庭支援センターや児童相談所の役割を説明し、虐待通告の連絡先や港区児童虐待相談ダイヤルの周知に取り組んでいます。

イ 子ども家庭支援センターとの連携

(ア) 通告受理時の連携について

全ての児童虐待通告、警察からの児童通告については児童相談所が通告先となり、相談受付を行っています。受付後は、児童相談所と子ども家庭支援センターが合同で行うスクリーニング会議で、共通の「共有ランク表※26」を用いてリスクを判断し、対応方針を検討します。

※26 虐待のリスクを客観的な指標で測る表

(イ) 児童相談所と子ども家庭支援センターのケースの引継ぎについて

虐待のリスクが低くなった場合には児童相談所から子ども家庭支援センターに、高くなった場合には子ども家庭支援センターから児童相談所にケースを引き継ぎます。

児童相談所と子ども家庭支援センターのそれぞれの援助方針会議で引継ぎを決定しています。

ウ 民生委員・児童委員との連携

区内を7地区に分け、各地区総合支所区民課保健福祉係が開催している地区連絡協議会（4者協）で、地区ごとの情報共有を行っています。

図表 2-10-4 開催実績

地区	開催日	出席者
芝地区	令和3年8月26日	・民生委員・児童委員 ・子ども家庭支援部 ・子ども家庭支援センター ・相談支援係
麻布地区	令和3年8月27日	・児童相談所児童相談課 ・児童福祉係
赤坂地区	令和3年12月10日	・教育委員会事務局 ・学校教育部教育人事企画課
高輪地区	令和3年11月15日	・指導主事
芝浦港南地区（芝浦）	令和3年12月7日	・小学校長・副校長
芝浦港南地区（港南）	令和3年11月25日	・中学校長・副校長
芝浦港南地区（台場）	令和3年10月12日	

エ 警察との連携

児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携し情報を共有して、早期発見、早期対応していくことが必要です。そのため、子どもの安全確保を目的に港区は、警視庁生活安全部少年育成課と「児童虐待対応の連携強化に関する協定」を締結し、両者が保有する児童虐待事案の情報共有や意見交換会の実施等の必要な連携を図っています。

【協定の主な内容】

- ・児童虐待事案に係る情報共有（児童虐待で措置となった事案、家庭復帰事案、他自治体へ移管又は他自治体から移管を受けた事案、その他児童相談所が必要と認めた事案）
- ・意見交換会の実施（年1回程度）

図表 2-10-5 令和3年度連携の実績

実施内容
警視庁と児童相談所相互の児童虐待事案に係る情報共有
意見交換会の実施（令和3年11月16日開催）
児童相談所からの警察への援助依頼 4件

オ 児童相談所が主催した関係機関向け研修又は関係機関が主催する研修講師派遣を通じた連携

- (ア) 虐待防止の啓発として関係機関向けに区児童相談所が主催し研修（所内研修）を実施（図表 2-9-4 参照）
- (イ) 講師を派遣し、虐待対応研修や虐待防止の啓発、区児童相談所の開設や新しい相談体制等について説明を実施

図表 2-10-6 令和3年度講師派遣の実績

組織等
民生委員・児童委員
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター 愛育病院看護研究会
東京都済生会中央病院（研修医向け「虐待」研修）
東京慈恵会医科大学附属病院（CAPS 研修）
港区中学校教育研究会学校保健部会

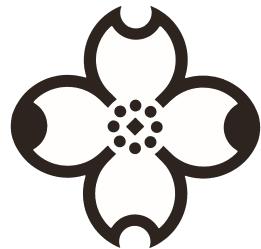
索引

あ	愛の手帳 17	指定発達支援医療機関委託 19
	アドボケイト 50	児童委員指導 18
い	医学診断 37	児童自立支援施設 41
	意見箱 50	児童自立生活援助 20
	意見付与 20	児童心理司 34
	一時保護・一時保護委託 21	児童心理治療施設 41
か	カウンセリング 34	児童相談所虐待対応ダイヤル 37
	家庭裁判所送致 19	児童福祉司 33
	家庭裁判所家事審判請求 19	児童福祉施設等入所 19
き	CAPS 36	児童福祉司指導 18
	共有ランク表 60	児童福祉審議会 里親・子どもの権利擁護部会 52
く	ぐ犯行為等相談 17	児童養護施設 41
	訓戒・誓約書の提出 18	出頭要求 21
け	継続指導 20	障害児入所施設 41
	行動観察 34	障害相談 17
	子ども会議 50	小規模住居型児童養育事業委託 19
	子どもの権利ノート 51	触法行為等相談 17
さ	再出頭要求等 21	助言指導 20
	里親委託 19	所長の親権代行 21
	里親委託等推進事業 46	自立援助ホーム（児童自立生活援助事業） 41
	里親研修・トレーニング等事業 45	親族里親 43
	里親制度等普及促進・リクルート事業 45	身体的虐待 31
	里親等委託率 48	心理ケア 34
	里親に関する相談 17	心理検査 34
	里親訪問等支援事業 46	心理診断 34
し	しつけ相談 17	心理的虐待 31
		す
		スーパーバイザー 16
		スクリーニング会議 22
せ		せ
		性格行動相談 17
		性的虐待 31
		接近禁止命令 22
		専門養育家庭 43

た		よ	
第三者評価	51	養育家庭	43
第33条第5項申立て	38	養育家庭体験発表会	45
第28条申立て	38	養育家庭等自立支援強化事業	47
他機関あっせん・紹介	20	養護相談	17
立入調査	20	養子縁組里親	43
ち		養子縁組に関する相談・支援事業	47
治療指導事業	35	り	
つ		臨検・捜索	22
通知	19	れ	
て		レスパイト・ケア	46
適性相談	17		
と			
同居児童の届け出	21		
特別児童扶養手当	36		
特別養子縁組	43		
に			
乳児院	41		
入所のしおり	50		
ね			
ネグレクト	31		
ふ			
ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	47		
フォースターリング機関	44		
福祉事務所送致	18		
不登校相談	17		
ほ			
保健相談	17		
み			
身柄付き通告	39		
港区児童虐待相談ダイヤル	37		
港区要保護児童対策地域協議会	23		
みなとハートフレンド	48		
め			
面会・通信の制限	21		

港区「区の木・区の花」

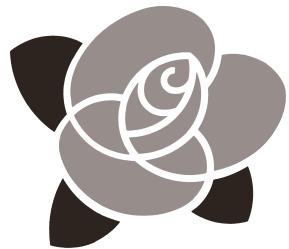
区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



発行番号 2022053-4911

港 区 の 児 童 相 談

－令和4年度（2022年度）版 事業概要－

令和4年（2022年）8月発行

編集・発行 港区児童相談所児童相談課

東京都港区南青山5-7-11

Tel 03 (5962) 6500



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。

